

## ■ 宝石を代わりに買ってくれれば後日買い取ると言われたが…

宝石の販売業者Aから自宅にパンフレットが届いた。まもなくBと名のる業者から電話があり、「後日買い取るので、是非代わりにA社から宝石を購入してほしい。宝石を購入したときにポイントがつくので、それについてはA社に問い合わせしてほしい」と強く勧められた。B社に勧められるままA社に問い合わせの電話をかけたところ、宝石2点を500万円で購入することになってしまった。

A社から代金として現金をレターパックで送るように指示され、そのとおりにしたところ、すぐに商品が届いた。しかし、買取りについては、一度B社から連絡があっただけで、未だに実行されていない。

もうけ話を他人が持ってくることはありません。

代理で購入しただけ、契約時に名前を貸した（名義貸し）だけでも、契約者として責任を問われることがあります。

また、現金はレターパックや宅配便など現金書留以外の方法で送ることはできません。「現金をレターパックで送れ」と勧めるような相手は、信用してはいけません。

少しでも不審に思ったときには、東北経済産業局相談室、若しくは最寄りの消費生活相談窓口へ御相談ください。

東北経済産業局 消費者相談室 電話番号 022-261-3011

受付時間 10時～12時、13時～16時